

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則ほか 2 規則をここに
公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第 1 号

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 2 号

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規
則

松江市教育委員会規則第 3 号

松江市日吉ふれあい会館管理運営規則を廃止する規則

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（各課事務分掌） 第 4 条 課（発達・教育相談支援センターを含む。以下同じ。）、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課～学校給食課 略 生涯学習課 企画調整係 （1）～（13） 略 <u>（14）～（16）</u> 略 社会教育係・放課後子どもプラン係 略 青少年支援室 略 （職員） 第 6 条 略 2 略 3 必要があるときは、委員会事務局に次長及び参事を、課及び室に調整官、専門官、教育指導官、課長補佐、室長補佐、<u>総括主幹</u>及び主幹を置くことができる。 4・5 略 （職務） 第 7 条 略 2～6 略 7 <u>総括主幹及び</u>主幹は、上司の命を受け、課	（各課事務分掌） 第 4 条 課（発達・教育相談支援センターを含む。以下同じ。）、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課～学校給食課 略 生涯学習課 企画調整係 （1）～（13） 略 <u>（14） 日吉ふれあい会館に関すること。</u> <u>（15）～（17）</u> 略 社会教育係・放課後子どもプラン係 略 青少年支援室 略 （職員） 第 6 条 略 2 略 3 必要があるときは、委員会事務局に次長及び参事を、課及び室に調整官、専門官、教育指導官、課長補佐、室長補佐_____及び主幹を置くことができる。 4・5 略 （職務） 第 7 条 略 2～6 略 7 _____主幹は、上司の命を受け、課

又は室の特定事務を掌理する。

8・9 略

又は室の特定事務を掌理する。

8・9 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。